

国道23号線沿四日市地区沿道整備計画(沿道地区計画)における建築制限について

昭和62年11月1日から、国道23号四日市地区沿道整備計画(以下、沿道地区計画)と建築条例(四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造に関する条例)によって、建築物を新築、増改築などを行う場合に構造等の制限をしています。これらの制限は、防音工事助成の実施のために最低限必要なものです。

■対象区域 = 国道23号四日市地区

(大正橋～未広橋、道路端から両側30mの区域)

■沿道地区計画の制限について

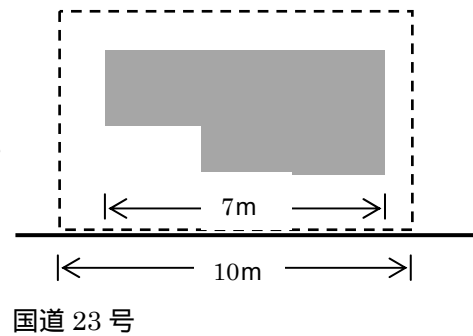
◇対象

沿道1列目において、建物の用途に関係なく、新築、増改築をするとき。

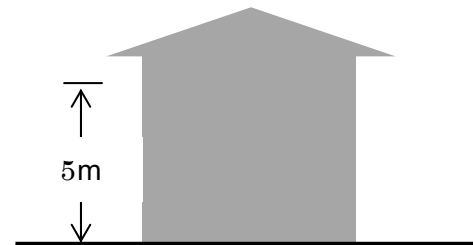
◇制限

開口率は7/10以上に。

(例) 国道23号に接している敷地の長さが10mのときは、国道23号から見た建物の長さを7m以上にしてください。



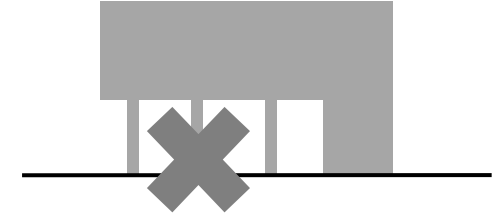
建物の高さは5m以上に。



(国道23号側から見たとき)

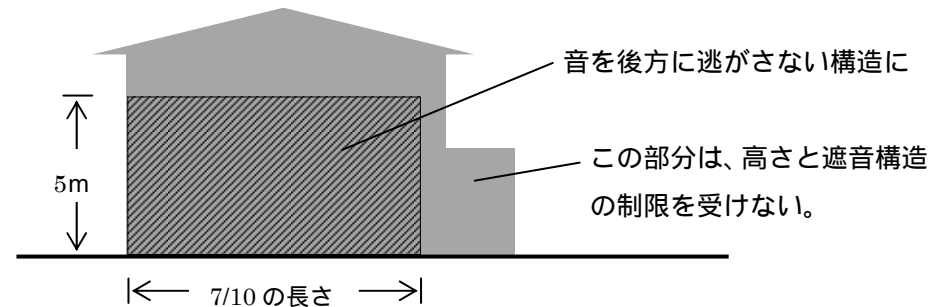
建物の高さが5m以下の部分は、遮音上有効な構造に。

(例) ピロティ(1階は支柱だけで、2階以上が部屋になっている構造)は規制されます。窓、出入口を設けても良い。



< ~ のまとめ >

建物を国道23号線側から見たとき、(7/10の長さ) × (高さ5m)の長方形の範囲は、音を後方に逃がさない構造にしてください。



◇届出

幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条の規定により、工事着手の30日前までに市役所へ届出が必要です。届出の内容が、沿道地区計画に適合しないときは、適合するように勧告し、また地域の実情に応じて指導・助言します。